

## ○札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

令和4年6月8日規則第29号

### 札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（令和4年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、この規則で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

(禁止区域)

第3条 条例第6条第1項本文の規則で定める区域は、市道北8条線、市道西7丁目線、市道南7条線、市道真駒内篠路線及び国道5号に囲まれた区域（道路区域を含む。）内で市長が告示により定める区域とする。

2 市長は、禁止区域を変更しようとするときは、あらかじめ市長が別に定める方法により市民及び事業者等の意見を聴くものとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止の例外)

第4条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める客引き行為等は、事業者が事業を行う土地又は建物（当該建物の敷地を含む。）（禁止区域に含まれる部分を除く。）が禁止区域に接する場合において、当該土地又は建物と禁止区域との境界線からの距離が1メートル以下の範囲内にある禁止区域（市道南3条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び市道真駒内篠路線に囲まれた区域（道路区域を含む。）を除く。）において行われる当該事業者の事業に係る客引き行為等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する客引き行為等については、この限りでない。

- (1) 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- (2) 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、その他市民等の通行を妨げる方法による客引き行為等
- (3) 階段における客引き行為等

(指導)

第5条 条例第8条の規定による指導は、指導書(様式1)により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書(様式2)により行うものとする。

(命令)

第7条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定により命令を行おうとするときは、当該命令の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式3)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

2 前項の弁明は、その名宛人が指定期限までに弁明書(様式4)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。

3 条例第10条第1項及び第2項の規定による命令は、命令書(様式5)により行うものとする。

(立入調査等実施者証明書)

第8条 条例第11条第2項の証明書は、立入調査等実施者証明書(様式6)とする。

(公表の方法)

第9条 条例第12条第1項及び第2項の規定による公表は、市役所の掲示場に掲示するほか、市のホームページへの掲載により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 市長は、条例第12条第1項又は第2項の規定により公表しようとするときは、同条第3項の規定に基づき、当該公表の対象となる者に対し、次に掲げる事項を記載した意見陳述の機会の付与に関する通知書(様式7)により通知するものとする。

(1) 公表する理由及び事項

(2) 公表の根拠となる条例の条項

(3) 意見陳述書の提出先及び提出期限(口頭による意見を述べる機会を与える場合にあっては、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

- 2 条例第12条第3項の規定による意見の陳述(次項及び第4項において「意見陳述」という。)は、その機会を与えられた者が指定期限までに意見陳述書(様式8)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。
- 3 前項ただし書の規定により口頭による意見陳述の機会を与えられた者は、意見陳述の期日において口頭により意見陳述を行うときは、その氏名及び住所、意見陳述の件名並びに意見陳述に係る公表の原因となる事実その他事案の内容についての意見を陳述しなければならない。
- 4 市長は、第2項ただし書の規定により口頭により意見陳述が行われたときは、当該意見陳述の内容を記録し、これを当該意見陳述をした者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該意見陳述をした者に署名させなければならない。
- 5 市長は、第1項の当該公表の対象となる者の所在が判明しない場合においては、同項の規定による通知を、その者の氏名、同項各号に掲げる事項を記載した意見陳述の機会の付与に関する通知書をいつでもその者に交付する旨及び同項第3号に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合において、当該掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過する日又は意見陳述書の提出期限の日(口頭による意見を述べる機会を与えた場合にあっては、出頭すべき日)のいずれか遅い日を経過したときは、条例第12条第3項の規定により意見を述べる機会を与えたものとみなす。

(過料)

- 第11条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式9)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。
- 2 前項の弁明は、その名宛人が指定期限までに弁明書(様式10)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。
  - 3 市長は、第1項の処分をするときは、その名宛人に過料処分決定通知書(様式11)を交付するものとする。

(客引き行為等防止指導員)

第12条 条例第8条の規定による指導、条例第9条の規定による勧告、条例第10条第1項及び第2項の規定による命令、条例第12条第3項の規定による意見を述べる機会の付与、条例第18条及び第19条の規定による過料の処分その他の客引き行為等の防止に関する事務を行わせるため、札幌市客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市民文化局地域振興部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務に従事する者の証として、札幌市客引き行為等防止指導員証（様式12）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第36号）

この規則は、令和5年7月20日から施行する。

附 則（令和5年規則第42号）

1 この規則は、令和5年11月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定による告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式 1

第 号  
年 月 日

様

札幌市長

指 導 書

あなたが行った下記の行為は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定に違反するため、条例第 8 条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

行為日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為場所	札幌市 区
行為内容	<p>(条例第 6 条第 1 項違反)</p> <p><input type="checkbox"/> 禁止区域における客引き行為等</p> <p><input type="checkbox"/> 客引き行為を行った                      <input type="checkbox"/> 客引き行為を行わせた</p> <p><input type="checkbox"/> 客待ち行為を行った                      <input type="checkbox"/> 客待ち行為を行わせた</p> <p><input type="checkbox"/> 勧誘行為を行った                      <input type="checkbox"/> 勧誘行為を行わせた</p> <p><input type="checkbox"/> 勧誘待ち行為を行った                      <input type="checkbox"/> 勧誘待ち行為を行わせた</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>(条例第 7 条違反)</p> <p><input type="checkbox"/> 禁止区域における客引き行為等を用いた営業</p> <p><input type="checkbox"/> 客引き行為を受けた者を、客として店舗内に立ち入らせた</p> <p><input type="checkbox"/> 勧誘行為を受けた者を、店舗、事務所その他の施設で役務に従事させた</p> <p>【具体的な内容】</p>
指導の内容	

注 この指導に従わないときは、条例第 9 条の規定に基づき、この指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することがあります。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

第 号  
年 月 日

様

札幌市長

勸告書

あなたは、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第8条の規定による指導に従わず、下記の行為を行ったことから、条例第9条の規定に基づき、下記のとおり勸告します。

記

行為日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為場所	札幌市 区
行為内容	
勸告の内容	

注 この勸告に従わないときは、条例第10条第1項の規定に基づき、この勸告に係る行為をしてはならない旨を命ずることがあります。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 3

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 印

告 知 書

あなたは、下記の行為を行ったことから、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第10条の規定に基づき、下記のとおり命ずることを予定しています。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

記

行為日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為場所	札幌市 区
行為内容	
予定する命令 (弁明の件名)	(命令の種類) <input type="checkbox"/> 条例第10条第1項の規定（勧告違反）に基づく命令 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項の規定（命令違反）に基づく命令 (命令の内容)
弁明の方式	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭による弁明
弁明書の 提出先及び 提出期限等	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出先 <input type="checkbox"/> 口頭による弁明の場所 場所 : 連絡先 : <input type="checkbox"/> 弁明書の提出期限 <input type="checkbox"/> 口頭による弁明の日時 年 月 日 ( ) 時 分

注1 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、提出する場合は弁明書の提出期限（口頭による弁明の場合は、弁明の日時）までに提出してください。

2 あなたに代わって、弁明の機会の付与の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、代理人の資格を証する委任状の写し等の書面を提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

3 正当な理由なく期限までに弁明書の提出のない場合又は弁明の日時に出頭しない場合は、弁明の機会を失います。

4 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の日時に出頭する場合は、この告知書を持参してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 4

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

以下のとおり、弁明書を提出します。

(弁明者) 住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(代理人を選任した場合) (代理人) 住所

氏名

(連絡先)

弁明の件名

札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第10条第1項の規定（勧告違反）に基づく命令についての弁明

条例第10条第2項の規定（命令違反）に基づく命令についての弁明

弁明の対象となる行為

条例第9条の規定による勧告に従わなかった行為

条例第10条の規定による命令に違反した行為

弁明内容

告知のとおり認め、弁明することはありません。

下記のとおり弁明します。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 5

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 印

命 令 書

あなたは、下記の行為を行ったことから、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第10条の規定に基づき、下記のとおり命じます。

記

行為日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為場所	札幌市 区
行為内容	
命令の種類	<input type="checkbox"/> 条例第10条第1項の規定（勧告違反）に基づく命令 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項の規定（命令違反）に基づく命令
命令の内容	

注1 この命令に違反したときは、条例第10条第2項の規定に基づき、この命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることがあります。

2 この命令に違反したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、あなたの氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、この命令に違反して行われた事実並びに当該事実に係る店舗等の名称及び所在地を公表することがあります。

3 この命令に違反したときは、条例第18条の規定に基づき、5万円以下の過料に処することがあります。

備考

1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。

2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 6

(表)

立入調査等実施者証明書		第 号
所 属 氏 名 生年月日	写真	
上記の者は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例第 1 1 条第 1 項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		
札幌市長		印

9 c m

6 c m

(裏)

札幌市客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

（報告及び立入調査等）

第 1 1 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第 6 条第 1 項の規定に違反する客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（抜粋）

（立入調査等実施者証明書）

第 8 条 条例第 1 1 条第 2 項の証明書は、立入調査等実施者証明書（様式 6）とする。

様式 7

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 印

意見陳述の機会の付与に関する通知書

あなたは、下記の行為を行ったことから、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり公表することを予定しています。

この公表に先立ち、意見を述べる機会を付与しますので、意見したいことがあれば述べてください。

記

<p>公表する事項</p>	<p><input type="checkbox"/>あなたの氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p><input type="checkbox"/>この公表の原因となる事実（公表する理由）</p> <p>行為日時： 年 月 日 午前・午後 時 分頃</p> <p>行為場所：札幌市 区</p> <p>行為内容：</p>  <p><input type="checkbox"/>この公表の原因となる事実に係る店舗等の名称及び所在地</p> <p>名称：</p> <p>所在地：</p>
<p>意見陳述の件名</p>	<p><input type="checkbox"/>条例第 1 2 条第 1 項の規定による公表</p> <p><input type="checkbox"/>条例第 1 2 条第 2 項の規定による公表</p>
<p>意見陳述の方式</p>	<p><input type="checkbox"/>意見陳述書の提出 <input type="checkbox"/>口頭による意見陳述</p>
<p>意見陳述書の提出先及び提出期限等</p>	<p><input type="checkbox"/>意見陳述書の提出先 <input type="checkbox"/>口頭による意見陳述の場所</p> <p>場所：</p> <p>連絡先：</p> <p><input type="checkbox"/>意見陳述書の提出期限 <input type="checkbox"/>口頭による意見陳述の日時</p> <p>年 月 日 ( ) 時 分</p>

注 1 意見陳述をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、提出する場合は意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の場合は、意見陳述の日時）までに提出してください。

2 あなたに代わって、意見陳述の機会の付与の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、代理人の資格を証する委任状の写し等の書面を提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

3 正当な理由なく期限までに意見陳述書の提出のない場合又は意見陳述の日時に出席しない場合は、意見陳述の機会を失います。

4 あなた又はあなたの代理人が口頭による意見陳述の日時に出席する場合は、この通知書を持参してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 8

意見陳述書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

以下のとおり、意見陳述書を提出します。

(弁明者) 住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(代理人を選任した場合) (代理人) 住所

氏名

(連絡先)

意見陳述の件名 <input type="checkbox"/> 札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第12条第1項の規定による公表についての意見陳述 <input type="checkbox"/> 条例第12条第2項の規定による公表についての意見陳述
意見陳述の対象となる行為 <input type="checkbox"/> 条例第10条の規定による命令に違反した行為 <input type="checkbox"/> 条例第11条第1項の規定による報告の求めに対し <input type="checkbox"/> 報告をしなかった行為 <input type="checkbox"/> 虚偽の報告をした行為 <input type="checkbox"/> 条例第11条第1項の規定による調査を <input type="checkbox"/> 拒んだ行為 <input type="checkbox"/> 妨げた行為 <input type="checkbox"/> 忌避した行為 <input type="checkbox"/> 条例第11条第1項の規定による質問に対し <input type="checkbox"/> 答弁をしなかった行為 <input type="checkbox"/> 虚偽の答弁をした行為
意見陳述の内容 <input type="checkbox"/> 通知のとおり認め、陳述する意見はありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり意見を陳述します。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; height: 200px; margin: 10px 0;"></div>

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 9

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 印

告 知 書

あなた（の ）は、下記の行為を行ったことから、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき、過料処分を予定しています。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

記

行為日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為場所	札幌市 区
行為内容	
予定する 過料処分 (弁明の件名)	(過料処分の種類) <input type="checkbox"/> 条例第 18 条第 1 号の規定に基づく過料処分 <input type="checkbox"/> 条例第 18 条第 2 号の規定に基づく過料処分 <input type="checkbox"/> 条例第 19 条の規定に基づく過料処分  (過料の額) _____ 円
弁明の方式	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭による弁明
弁明書の 提出先及び 提出期限等	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出先 <input type="checkbox"/> 口頭による弁明の場所 場所 :  連絡先 : <input type="checkbox"/> 弁明書の提出期限 <input type="checkbox"/> 口頭による弁明の日時 年 月 日 ( ) 時 分

注 1 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、提出する場合は弁明書の提出期限（口頭による弁明の場合は、弁明の日時）までに提出してください。

2 あなたに代わって、弁明の機会の付与の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、代理人の資格を証する委任状の写し等の書面を提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

3 正当な理由なく期限までに弁明書の提出のない場合又は弁明の日時に出席しない場合は、弁明の機会を失います。

4 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の日時に出席する場合は、この告知書を持参してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 1 0

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

以下のとおり、弁明書を提出します。

(弁明者) 住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(代理人を選任した場合) (代理人) 住所

氏名

(連絡先)

弁明の件名 <input type="checkbox"/> 札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第 1 8 条第 1 号の規定に基づく過料処分についての弁明 <input type="checkbox"/> 条例第 1 8 条第 2 号の規定に基づく過料処分についての弁明 <input type="checkbox"/> 条例第 1 9 条の規定に基づく過料処分についての弁明
弁明の対象となる行為 <input type="checkbox"/> 条例第 1 0 条の規定による命令に違反した行為 <input type="checkbox"/> 条例第 1 1 条第 1 項の規定による報告の求めに対し <input type="checkbox"/> 報告をしなかった行為 <input type="checkbox"/> 虚偽の報告をした行為 <input type="checkbox"/> 条例第 1 1 条第 1 項の規定による調査を <input type="checkbox"/> 拒んだ行為 <input type="checkbox"/> 妨げた行為 <input type="checkbox"/> 忌避した行為 <input type="checkbox"/> 条例第 1 1 条第 1 項の規定による質問に対し <input type="checkbox"/> 答弁をしなかった行為 <input type="checkbox"/> 虚偽の答弁をした行為
弁明内容 <input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 1 1

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 印

過料処分決定通知書

あなた（の ）は、下記の行為を行ったことから、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき、下記のとおり過料の支払を命じます。

記

行為日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為場所	札幌市 区
行為内容	
過料処分の種類	<input type="checkbox"/> 条例第 1 8 条第 1 号の規定に基づく過料処分 <input type="checkbox"/> 条例第 1 8 条第 2 号の規定に基づく過料処分 <input type="checkbox"/> 条例第 1 9 条の規定に基づく過料処分
過料の額	円

備考

- この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 1 2

(表)

第 号	
札幌市客引き行為等防止指導員証	
所 属 氏 名 生年月日	写真
上記の者は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則第 1 2 条第 1 項に規定する札幌市客引き行為等防止指導員であることを証明する。	
年 月 日	
札幌市長 印	
札幌市客引き行為等の防止に関する条例 (抜粋)	
(禁止区域における客引き行為等の禁止)	
第 6 条 何人も、禁止区域 (市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域として規則で定める区域をいう。) において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。	
2 (略)	
(禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止)	
第 7 条 事業者は、前条第 1 項の規定に違反する客引き行為若しくは勧誘行為をした者又は当該客引き行為若しくは勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、次に掲げる行為をしてはならない。	
(1) 当該客引き行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為	
(2) 当該勧誘行為を受けた者を、当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設 (以下「店舗等」という。) で役務に従事させる行為	
(指導)	
第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項又は前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。	
(勧告)	
第 9 条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができる。	

12 cm

9 cm

(裏)

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項又はこの項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

2 市長は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条（同条第1号にあっては、第7条の規定に違反する行為に係るものを除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の過料を科する。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（抜粋）

(客引き行為等防止指導員)

第12条 条例第8条の規定による指導、条例第9条の規定による勧告、条例第10条第1項及び第2項の規定による命令、条例第12条第3項の規定による意見を述べる機会の付与、条例第18条及び第19条の規定による過料の処分その他の客引き行為等の防止に関する事務を行わせるため、札幌市客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市民文化局地域振興部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務に従事する者の証として、札幌市客引き行為等防止指導員証（様式12）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。